

## 第2章

### 下水道事業への高まり



馬見ヶ崎川で遊ぶ水鳥



## 第2章 下水道事業への高まり

### 第1節 山形市の水環境

#### 1 時代背景

昭和30年代に入り、世界の緊張緩和のなかでようやく国民生活も安定に向かい、外交的には、ガットへの加盟（昭30）や日ソ平和外交による国交回復に関する共同宣言の調印（昭31）、また、昭和31年12月には日本の国連加盟が承認されるなど、国際社会の一員として、戦後10有余年の年月を経てようやく復帰できた。

一方内政に目を転じれば、鳩山内閣から石橋内閣さらには岸内閣へ、自由党と日本民主党の保守合同によって自由民主党と社会党の二大政党時代を迎え、野党の平和憲法の擁護、再軍備反対等はげしく対立するなかで、自衛力の整備充実を図る自衛隊法の一部改正や、地方議会側から中央集権化として猛反対をうけていた地方自治法の一部改正などが成立した時期でもあった。このような政治情勢のなかで、政府は「平和な民主日本建設のための経済積極政策の実施」や国民生活充実のための「1,000億円減税」などに力点をおき、道路や鉄道の整備充実（道路整備関係4法、昭33）、民生の安定（警察官職務執行法案、否決）、中小企業の振興策や東北開発促進法の成立に尽力した。

更に、地方交付金の増額をもくろんだ地方財政特別措置法や年次計画をもって赤字解消をは

かろうとする地方財政再建促進特別措置法が可決され、かねてから政治問題となっていた地方自治体の赤字救済にも政府は意欲を示した。

しかし、地方自治体は、財政が極度に悪化し、全国のほとんどの地方公共団体が、地方財政再建促進特別措置法にいう再建団体の指定をうけ、財政再建の苦しい歩みを余儀なくされた。

経済的にみれば、依然として世界経済の好況を背景に、鉱工業生産の発展がめざましく、輸出の伸びも著しく、また、未曾有の大豊作とあいまって、「神武景気」を現出したのである。しかし、昭和33年から一転して鍋底不況に見舞われたが、その後「岩戸景気」で好況が持続し一般に言われている高度経済成長や、重化学工業化、太平洋ベルト地帯への産業集中は、60年安全保障条約締結後「所得倍増計画」政策が実施されてから急速に進展したのである。

#### 2 市勢と財政状況

##### (1) 急速に進む町村合併

昭和30年の国勢調査によると、山形市の人口は、男88,837人、女94,956人でおよそ18万4千人であった。

昭和25年当時は、10万人そこそこであったが、昭和29年以降の町村合併により、市域面積の拡

表 2—1—1 山形市域の拡張（明治22～昭和32年）

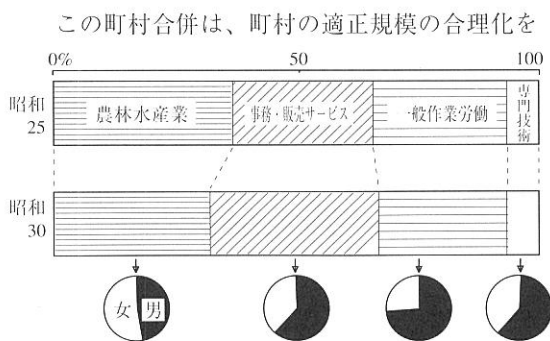
（面積単位—km<sup>2</sup>）

年	合併村名	合併地域の面積	面積
1889	市制施行	…	20.33
1931	東沢村字小白川合併	1.20	21.53
1943	鈴川村、千歳村合併	14.96	36.49
1954	飯塚村合併	2.10	38.59
〃	樫沢村合併	2.07	40.66
〃	金井村、大郷村、出羽村、楯山村、高瀬村、明治村、滝山村、南沼原村、東沢村合併	185.96	226.62
〃	金井村（南山形）合併	10.63	237.25
1955	大曾根村字志鎌合併	0.04	237.29
1956	大曾根村合併	8.11	245.40
〃	山寺村山寺地区合併（同村荒谷地区は、豊栄村に合併）	53.00	298.40
〃	蔵王村、本沢村、柏倉門伝村（西山形）村木沢村合併	87.86	386.26
1957	蔵王金瓶分市（上の山市に合併）	△ 3.01	383.25

（昭和32年『市勢要覧』より）

大とともに、急激に人口が増加したのである。それにともなって産業別就業者の割合も、総数において大きく様変りをし、第1次、2次、3次産業がほぼ均等の都市へ変容をみせてきたのである。

図 2—1—1 職業（4区分）別就業者の割合（昭和25～30年）



地方公共団体に負わせるものであり、昭和27年「地方自治法の一部を改正する法律」の成立、昭和28年9月「町村合併促進法」の公布により急速に進展することになった。

この法律の意図するところは、町村規模を適正化することによって、地方自治体の組織運営の合理化、能率化をはかり、町村自治の本旨が実現するように育成強化するとともに合併につ

いての障害を除去するための措置を講ずるものであった（『山形県市町村合併誌』）。

政府は、直ちに町村合併推進本部を設置し、昭和31年9月末日までに人口8,000人未満の小規模町村を合併させ、町村数を約3分の1に減少させようとする年度別の「町村合併促進基本計画」を定め、強力に推進する態度を明らかにした。これをうけて、県では18名の委員を委嘱し具体的合併計画の作成にはいったのである。また、山形市においても、議会内に「地方制度調査委員会」を設置して、松沢太治郎氏を委員長に議員12名をあてるとともに、市・村合併推進基本方針を定め、周辺各村との合併促進にあたった。

昭和29年3月南村山郡飯塚村の合併を皮切りにして、同6月樫沢村、同10月出羽村など9村、同11月南村山群金井村が編入合併し、31年4月大曾根村、6月山寺村大字山寺、12月蔵王、本沢、村木沢、柏倉門伝村が編入合併した。昭和32年にいたり蔵王金瓶地区の上山市への編入を最後に、近隣18カ村の合併という地方自治制度史上画期的大事業が完了したことになる。

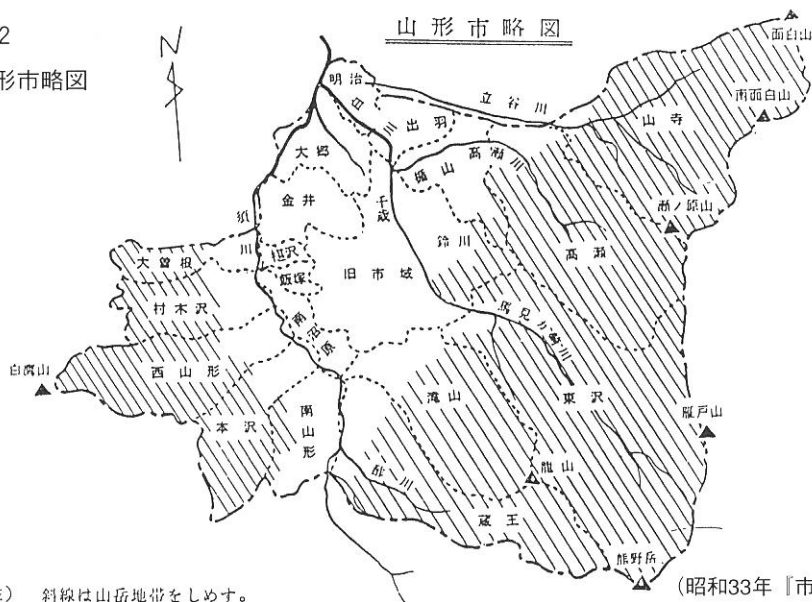
この推進にあたった市議会、市当局、町村合

併企画課の苦労は大変なものであり、停滞・混乱・紆余曲折はあったものの、この合併事業によって東北3位の人口をもつ大都市になったのである。

このような急速な編入合併は、この「町村合併促進法」の意図する内容が地域住民に広く浸

透したことによるが、3カ年の時限立法という性格をもち、合併町村の育成強化における県単独の補助金・負担金の交付、新市町村建設計画に揚げる整備事業に対する財政上の援助が優先的に行われたことなども見逃せない要因となったと思われる。

図2-1-2  
合併時の山形市略図



昭和30年の産業状況を見ると、総人口に占める労働力人口の割合は、43.4%（就業者総数67,000人）であり、第1次産業（農林水産業）の従事者が32.5%、第2次産業（工業、建設、運輸業者等）が22.5%、第3次産業（商業、金融、サービス、公務）が45.0%となっている。旧市域では、第2次と第3次が89.8%を占め商工都

市の様相を示しているのに対して、新市域は農業が72.7%と圧倒的に多い。

これらを昭和25年度と比較してみると、第1次産業が4.8%減少、第3次産業が4.5%上昇し、都市中心部への就業人口の移動の傾向をみる事が出来る。

表2-1-2 産業別就業者の割合（昭和30年）

産 業 別	総 数			旧 市 域			昭和29年～30年合併市域		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次 産 業	32.5	26.1	42.7	10.2	8.3	13.2	72.7	63.6	83.1
うち 農 業	31.8	24.8	42.5	9.7	7.7	13.1	71.3	61.0	82.9
第 2 次 産 業	22.5	28.1	13.2	28.8	34.0	19.8	10.1	15.4	4.3
第 3 次 産 業	45.0	45.8	44.1	61.0	57.7	67.0	17.2	21.0	12.6
うち 卸売及び小売業 サービス産業	17.8	17.7	18.0	24.2	22.5	27.2	6.7	7.3	6.0
	13.8	10.4	19.0	18.8	13.5	28.5	5.0	4.5	5.1

(昭和32年『市勢要覧』より)

近接農村の合併によって一躍田園都市に生まれ変わった山形市の農業の実態をみると、経営面積は1戸平均8反9畝、耕地は67.5%が水田であり、水稲が農産物の中心を占める。殆んどが山形市周辺に水田をもっている。また、専兼業の割合をみれば、専業が42.2%に対し兼業は57.8%の割合になっている。合併によって農業分野が急速に拡大したことにより、市の農業施策も一段と重要性を増してきた。とくに、「新農山漁村振興対策」によって、農業生産地域の土地改良事業が昭和32年ごろから急速に進められ全市の水田の耕地整理が進められることになったのである。

また、市の産業の中核である商工業についてみれば、市の工場数は1,186、従業員数は11,300人であり、1工場あたり9.5人と中小企業が多く、とくに水と関わる清酒、菓子、果実缶詰などの食料品製造業が工業全体の21.3%を占

め、次いで家具装備品製造業12.9%、木製品製造業11.5%、打刃物を中心とした金属製品製造業11.2%と続く。また工場数の92%が旧市域（鈴川、千歳を含む）に集中し、食品加工、製材、薬工品など農林産物の加工工場が主である。

一方、商業については、商店数は3,395件、従業者数は12,101人であり、なかでも飲食料品小売業が産業分類の43.7%を占め、約80%が旧市域に集中している。

このように、18ヵ村の合併により、人口18万を擁する山形市は、大きく変貌することになった。

## (2) 財政赤字に悩む山形市

町村合併による、産業構成の変化は地方財政のあり方にも微妙に影響を与えた。

昭和32年「山形市行財政実態調査報告書」によると、合併によって、赤字が非常な多額になっていることがわかる。

表2-1-3 合併町村収支状況

(単価 円)

合併年月	町村名	一般会計	国保	現債額	一時借入金
昭和29. 6. 1	榧 沢	972,727	7,400	0	0
〃 29.10. 1	出 羽	△ 8,569,944	2,430	2,600,000	6,400,000
〃 29.10. 1	金 井	△ 2,373,740	△ 38,852	4,500,000	3,100,000
〃 29.10. 1	楯 山	△ 1,617,334	△ 468,307	0	2,100,000
〃 29.10. 1	高 瀬	△ 981,580	△ 27,130	7,250,000	75,000
〃 29.10. 1	滝 山	△ 1,278,307	435,161	0	850,000
〃 29.10. 1	東 沢	△ 729,932	△ 321,114	0	1,065,000
〃 29.10. 1	大 郷	△ 5,551,055	△ 38,072	2,949,000	5,700,000
〃 29.10. 1	南 沼 原	△ 1,489,234	△ 17,291	54,000	1,510,000
〃 29.10. 1	明 治	△ 2,018,105	△ 427,675	901,000	3,000,000
〃 29.11. 1	南 金 井	△ 2,935,619	△ 199,315	2,362,000	9,275,000
〃 29.10. 1	金井屋体	△ 4,147,794			
〃 29.10. 1	南金井住宅	△ 2,305,337			
〃 31.10. 1	高楯中組合	938,490			
〃 31. 4. 1	大 曾 根	△ 4,091,700	△ 206,145	400,000	4,714,500
〃 31. 6. 1	山 寺	△ 5,842,259	△ 570,140	986,896	3,000,000
			△ 1,439,644		
			(1,034,000)		
			405,644		
	計	△ 42,020,733	△ 3,308,694	22,002,896	40,789,550

(注) この後31年度後半にさらに周辺村を合併することにより、持込赤字額(△)は増加している。  
『山形市行財政実態調査報告書』(昭和32年)より。(『山形市史』現代編より)

一般会計の赤字額は約4,200万円、国保事業赤字額330万円、現債額2,200万円、一時借入金約4,100万円であり、赤字を負わない村は例外的存在であった。

当時は、地方自治体の90%が赤字財政という状況下にあった。山形市の財政も年々窮迫の度を増し、昭和29年度の決算の結果は、実質赤字額が1億3,620万円余に達していた。赤字の克服なくしては市政の発展は望むべくもないとし、自主的に財政再建計画をたて赤字解消に努めてきたが、実現はきわめて困難との結論になり、昭和30年に制定された「地方財政再建促進特別措置法」の適用を受けることに決し、財政再建5カ年計画を樹立して将来の方策を講ずることになったのである。市は歳入増をはかるとともに、歳出、特に消費的経費の節減、補助金の大幅削減、特別職の給料、報酬の減額などを実施した。このような情勢下にあっても、市は、庁舎の第2期工事、済生館南病棟改築工事、刑務所移転促進、し尿処理場の予算追加、新生寮の撤去並びに新設など、財政需要に対処しなければならなかった。そんななかで当初5カ年を見込んだ財政再建期間は、1年短縮され昭和34年度をもって完了することになったのである。

昭和30年代前半は、町村合併、それにともなう赤字財政の再建と、市域の拡大はあったものの、行政的には多難の時代であった。しかし経済状況は好転しており、農村部においては、農村体質改善をねらいとして、土地改良事業の推進、営農耕作の機械化、また、都市部においては、売場面積1,500坪をもつ近代的デパートの開店や、自動車工業の地方進出、家庭電化製品の普及など消費生活の拡大が行われ、人口の都市集中現象なども顕著になってきた。それともなって、国道13号線に沿う市街の拡大、東部、

西部の住宅地の造成など、県内陸広域経済圏の中核都市として、にわかに近代化が叫ばれるようになった。

このような動きの中で、市当局は山形市の将来における発展的施策を講じ、市の総合的な計画の樹立と策定を唱え、昭和30年11月8日山形市総合企画審議会条例の制定をみるに至るのである。しかし、多大の財源を要する下水道の新設までは、まだ手が届かなかった。

### 3 山形市の水環境

市域の拡大によって、当面の課題は、飲料を含む水問題であった。

馬見ヶ崎川水系に全面的に依存してきた山形市は、年間降雨量1,500～2,000mmの蔵王山系を源流としており、明治30年（1897）から昭和31年（1956）の60年間に12回も極端な寡雨現象を呈しており、農村地域に旱魃の被害を蒙らせている。また、灌漑用水不足のみならず、給水そのものが、従来から馴染んできた自噴水の枯渇などによって生活それ自体を脅かすことになり水道水源の問題が深刻化してきた。

市では、昭和27年度（1952）から公営企業法の適用を受け、山形市水道計画をたて、水道課を水道部に昇格して対処することにした。

昭和29年12月、馬見ヶ崎川に合流する不動沢に、県営の砂防ダムを2mかさあげして設置し、そこから取水し、水量の増加を図ったり、昭和29年から昭和38年に至る間に市周辺合併地区に深井戸による簡易水道を布設し、全市域への普及を図った。

昭和32年の当時の状況をみれば、市の給水人口が84,000人、1日平均配水量は15,563m<sup>3</sup>となっている。

旧市内の水源は、その大部分を馬見ヶ崎川の

表流水や地下水によっており、第1水源は主として表流水を濾過減菌して送水し、第2水源以

下、前田、雁島などの水源は地下水を電力によって揚水する鑿泉水源であった。

表2-1-4 水源地の機能（昭和32年3月）

（水量単位 m<sup>3</sup>）

名称	水源別	構造	配水方式	1昼夜の湧水量	1昼夜の濾過水量
第1水源地	地表水	緩速濾過池	自然流下	12,000	4,000
第2水源地	地下水	集水暗渠	ポンプ圧送	1,850	—
第3水源地	〃	深井戸	〃	1,450	—
第4水源地	〃	〃	〃	5,300	—
前田水源地	〃	〃	〃	1,400	—
雁島水源地	〃	〃	〃	3,650	—
浜田水源地	〃	〃	自然流下	150	—
高原水源地	〃	〃	〃	155	—
出羽水源地	伏流水	集水井戸	高架水槽	4,320	—
千歳水源地	地下水	浅井戸	〃	840	—
南山形水源地	伏流水	〃	自然流下	270	—
榎沢水源地	地下水	〃	〃	140	—
蔵王温泉水源地	渓流水	集水井	〃	1,200	—

資料 水道部

（昭和33年『市勢要覧』より）

旧市内は、馬見ヶ崎川扇状地に位置し、地質が沖積層からなっているため地下水が潤沢豊富で、重要な水源になっていたのである。

しかし、旧市内への人口の集中化、市民生活の向上は水の需要をさらに必要とし、昭和37年には県営蔵王ダムの建設、昭和43年には新たな水資源開発として最上川に水源を求める第3次拡張計画と発展していくのであるが、当時とし

ては、水資源や灌漑用水の確保が当面の課題であった。しかし、一方において市街の人口の集中、住宅の稠密化が度合を強めてくるに伴い、五堰の汚染が進み、汚水が流れこむ水田地帯にも窒素過多による、徒長、倒伏などの現象が見られるようになってきた。それらの状況については、次の節でふれていきたい。

## 第2節 下水道事業の必然性

### 1 農業用水と排水処理

#### (1) 足りなかった農業用水

蔵王を源とする馬見ヶ崎川は、昭和29年3月以来の町村合併（飯塚、榎沢、滝山、金井（南

村山郡）、南沼原、東沢、出羽、金井（東村山郡）、大郷、楯山、高瀬、明治が編入合併）により、流域の各地区が山形市に編入されたため、本市周辺では、最も大きな用水源として利用さ



れるようになった。

当時、山形市農家の経営する耕地面積8,996町歩のうち水田が約67%の6,039町歩であり、その約50%3,000町歩が馬見ヶ崎川に依存しており、残りの区域は北方を流れる立谷川、高瀬川、西方は白鷹山麓から須川に注ぐ本沢川、更に南方は龍山川の表流水が利用され、その他溜池、沼、湧水、深井戸等が使用されてきた。

馬見ヶ崎川は、集水面積が少なく、かつ扇状谷伏流河川のために灌漑用水の不足をきたしてきたものの、重要な水源であった。

馬見ヶ崎川を取入口とする堰は、昭和32年現在15堰に及び灌漑面積は3,111町歩であった。

歴史的にみれば、上流に位置する東沢堰や唐松堰は取水についての優先権をもちその灌漑用

水は、残水として下流耕地を潤し、用水不足をきたさないだけで、下流に位置する他の堰の渇水時の慢性的な水不足は、水利権の争いをめぐって紛争が絶えなかった。

とくに、笹堰、御殿堰、八ヶ郷堰、双月堰、宮町堰については、江戸時代から幾多の変遷を経て水利慣行上の取決めがごく最近まで生き続けていたのである。

周囲を豊穡な水田に囲まれた山形市は、馬見ヶ崎川表流水の各堰の取水量は古くから慣行によって定められているが、五堰の分水率は、笹堰が5分、次の取水口では、御殿堰と元八ヶ郷堰が等分し、残り3分を宮町堰と双月堰が等分するのが定めであった。

昭和30年代までこの慣行で行われてきたが、

表2-2-1 馬見ヶ崎川沿岸の堰の概況（1957年6月）

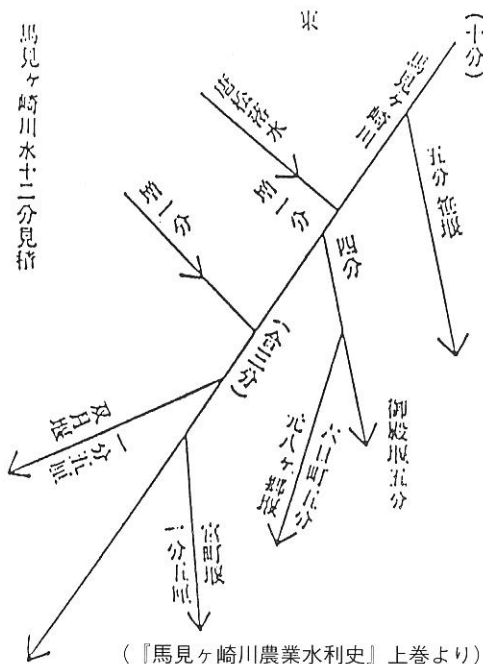
堰名	かんがい面積	取入設備	取入水量					最盛期				補水量				全体的な過不足	不足の原因	現在までに施行した土地改良事業等	
			最大	常時	渇水	必要量	過不足	溜池	深井戸	地下水	揚水機								
東沢堰	65	砂防堰堤(練石積)	0.53	0.38	0.20	0.114	(+) 0.0860	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
唐松	20	自然取水	0.31	0.20	0.11	0.053	(+) 0.0570	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
○笹	1092	石礫止樋門有り	3.00	1.00	0.74	1.590	(-) 0.8500	—	1	有り	—	—	—	—	—	—	—	—	
○御殿八郷	964	同上	0.9	0.45	0.2	1.559	(-) 1.3590	—	2	有り	—	—	—	—	—	—	—	ボアホール昭30 池、ボアホール昭31 ボアホール昭23 沼ノ辺溜池設置 ボアホール ポンプ	
○双月	148	石礫上依止	0.21	0.12	0.05	0.338	(-) 0.288	1	—	有り	—	—	—	—	—	—	—	—	
○宮町	210	同上	0.28	0.12	0.09	0.361	(-) 0.271	—	1	有り	—	—	—	—	—	—	—	—	
印役	74	樋地下(暗渠)	0.103	0.027	0.0098	0.197	(-) 0.1872	—	—	有り	—	—	—	—	—	—	—	—	
花立	65	自然	0	0	0	0.1519	(-) 0.1519	—	—	有り	—	—	—	—	—	—	—	河床低下に依り 自然取水不能 昭30ボアホール ポンプ水路改修 昭31 集水暗渠 施工	
沖	145	自然取入口	0.151	0.130	0.04	0.2190	(-) 0.1790	—	—	有り	—	—	—	—	—	—	—	—	
見崎	67	自然取入及び集水暗渠	0.20	0.02	0.009	0.113	(-) 0.104	—	—	0.30	0.045	—	—	—	—	—	—	—	
境田	36	自然取水	0.0566	0.024	0.006	0.0522	(-) 0.0462	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
千歳耕地	10	自然取水コンクリート堰	0.030 5.770	0.008 0.479	0.004 1.4588	0.0266 4.7747	(-) 0.0226 (-) 3.3159	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
成安	45	堤ポンプ 200馬力揚程3米	—	—	—	0.0483	(-) 0.0483	—	—	—	0.06	—	—	—	—	—	—	河床低下に依る 現在のポンプ設備	
明治南部	170	—	—	—	—	0.472	(-) 0.472	—	—	—	0.472	—	—	—	—	—	—	—	
計	3111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

○慣行水利権をもつ五堰

(『馬見ヶ崎川農業水利史』上巻より)

図で見るように、分水期間中の流量増加分を、分水計画に織り込むのは、全国的に稀であるという。

図2-2-1 馬見ヶ崎川における各堰の分水図



なお、分水施設については、昭和30年代まで何も施されておらず、世襲的に歴代佐藤家当主佐藤清三郎（山形市小白川町）（現在は、建設省から最上川中流土地改良区が配水実行管理者として委託されている。）が、分水位置に、大石を置いて取水口を瀬切り（大石留）、笹堰に2分の1を分水し、また、余水は、御殿堰と八ヶ郷堰取入口において再び本流を瀬切る（小石留）といった状況であった。いわゆる目測と慣行のみによる分水が行われたため、渇水時や洪水時には困難をきわめ、過去においても水利紛争が絶えなかったのである。古来から灌漑用水不足に悩まされ、余剰水として捨てざるものもなく、旧市内の中心を流れる用水堰は市内を貫流しながら生活排水をも集め、下流に行くにつれ細分化され、山形市周辺とくに西部に広がる

水田地帯に吸収されていった。

とくに、渇水時には、水田や沼地を貯水槽として活用する等、絶対量不足に対する農家の知恵が働いたものといえる。それにしても、昭和30年ごろまでは、市内を東西に走る細分化されたままの農業用水堰が、市内の生活排水路として利用され、貴重な水資源として農業用水に利用されてきたのである。

## (2) 用水堰の汚染と稲作被害

昭和30年代にはいるや用水堰の水質汚濁や河川や養魚池の死滅等が見られるようになった。

旧市街地南縁の水田地帯に注ぐ、前田、吉原、南館、笹田等の笹堰の支堰は、量的に流水は不足するものの、自噴水をも混入するため比較的汚染度は高くはなかった。また、宮町堰支堰の沖堰も馬見ヶ崎川の本流と深井戸用水での増量により希釈されていた。同じように、飯塚堰なども旧市立三中西より自噴する井戸水を補水し利用したために、汚染がさして問題とならなかった。しかし、旧市街地を貫流する、宮町、八ヶ郷、御殿などの各堰は、家庭排水を集め、下水臭をおび透視度も低く、早くから問題にされてきた。とくに、非灌漑期には、家庭排水のみを流すドブ下水に変わり、その流れも廃芥等のため、随所に停滞し悪臭が発生し、蚊やはえの発生源となる等、環境衛生上一刻も放置できない状況だったのである。

一方、これらの堰を通過し、南部水田地帯に流れこむ灌漑用水は、水稻の栽培にも悪影響をおよぼし、窒素過多による徒長や倒伏の被害が年々増大してきたのである。

## 2 し尿処理の必要

### (1) し尿処理の実態

山形市街地におけるし尿処理は、江戸時代から周辺農村の主要な肥料として近郊農家は市内家庭との間に伝統的な汲み取り権利を有し、農家より野菜、餅米などを謝礼として贈呈する慣行があった。

明治以後もこれが引き継がれ、官公庁、学校、連隊、病院などの大量排出については、入札制により農家が肥料を買い受け、汲み取りするまでになっていた。

戦後、食糧増産が叫ばれ化学肥料が開発される一方、し尿肥料は回虫発生の原因となり、衛生上にも害があると進駐軍の指示もあり、また、高度経済成長に伴う農村の労働力不足を来していたため、し尿肥料の収集も停滞ぎみとなり、農協においても化学肥料の普及が叫ばれるようになった。

昭和28年ごろから、農家における施肥労力の合理化と化学肥料の普及により、下肥需要が減少し、下肥需給関係は、円滑さを欠き、その処理が渋滞するようになった。

当時山形市は、35km<sup>2</sup>の地域に2万2,000世帯、人口10万8,000人を有し、そのうち非農家は、19,393世帯、推定人口88,968人を有しており、平均排出量は、月量13,523石にのぼった。人口の都市集中による排出量の増加と需要の減少により需給のバランスがくずれ、し尿を河川に投棄したり宅地内に埋める等、環境衛生等の面からも、また、し尿汲み取り労力不足からくる収集の停滞が、市民生活に深刻な影響を与えるようになった。

市では、清掃法（法律第72号）に基づいて「山形市清掃条例」を制定し、昭和29年9月1日より施行した。それに基づいて、市役所の機構改革を行い、衛生課清掃係を第1清掃係（じん芥関係）と第2清掃係（し尿関係）に分割し、

早速その対応に乗り出すことになった。

条例にのっとり、まず、旧市内のし尿を直営によって処理する方針をかため、9月に、旧市内非農家各世帯及び会社、工場、事務所等の家族、従業員数、汲み取りの状況、便所の設置数を調査し、農家に汲み取り等依頼できない1,465世帯8,014人を処理対象人口として収集することになった。収集し尿は、昭和29年農村地帯に設置した小貯溜槽、204基458klに搬送し貯溜した。し尿は農業用肥料（完全腐熟人糞尿）として払いさげる方式をとり急場をしのいだ。

この作業には、市の搬送車（真空ポンプ付タンク車1台及び搬送用自動三輪車2台）や作業員が当たったが、これだけでは処理し切れず、民間清掃会社が続出するようになったのである。

## (2) し尿処理場の建設

昭和30年にはいるや、化学肥料の普及により農家のし尿需要はきわめて低下し、収集したし尿の浄化処理が必要になってきた。

市では、昭和30なし尿処理場建設計画を樹立し、昭和30年から3カ年継続事業として、およそ6,500万円の経費で、市西南部県道筋にあたる沼木地内の須川沿に建設することになった。敷地は8,177m<sup>2</sup>で、消化槽方式による1日54kl処理能力をもった、東北初のし尿処理場が、昭和31年3月15日着工され、翌年の5月20日完成をみたのである。

しかし、年を追うごとにし尿の農家需要は激減し、昭和34年には、市の議会（昭和34年一般会計補正予算に係る予算委員会厚生分科会）において、全市排せつ量の4割余を占めるいわゆる自己処理、裏庭を掘って埋めたり、自然処理にまかせたりする実情から不法投棄もある実態が明るみに出、沼木処理場の処理能力が問題化

された。

また、昭和35年3月の市議会（一般質問）においても、側溝投棄や畑に溝を掘り肥料の名目で大量のし尿を投入して「黄金の池」と化していることや、特別清掃区域内（旧市内）の排せつ量626石に対し、市の現有処理能力は300石に満たないことが論議され、し尿処理対策の緊急性が取りあげられたのである。

市当局においても、緊急措置として昭和35年8月、沼木衛生処理場の増設工事着工（第1次）にこぎつけ、翌年3月、1日27kℓ増の81kℓ処理施設として完成をみたのである。しかし、し尿処理場を増設しても処理能力は排出量に追いつけなかった。

工場や家庭からの排水等が河川水質を汚濁し、保健衛生上のみならず、水田にも悪影響を与え始めていた。市当局は、し尿処理に対応する一方において、すでに近代的な公共下水道の実現を図るべく始動していたのである（昭和31年、水道部では、下水道の計画をたてるための調査を日本水道協会に依頼していた。その計画区域は市街地の東部から中央部、更に南部一帯の約600haで、合流式を採用、終末処理場は市街地から約4km西方にある須川沿岸を予定していた。）。

### 3 近代都市づくりの気運

山形市の発展に関する総合企画の必要性は、町村合併促進法（昭28）の施行前から考えられていたところであるが、昭和29年の近接12カ村の合併を契機として、全く性格が変わった新山形市の誕生に即応した建設計画が必要であるとの機運が市議会等で盛り上がりを見せてきた。

市議会が昭和29年11月、7日間にわたり全合併地区を視察し、市議会諮問員と各地区の諸問

題について懇談した際、多くの要望事項が提出された。

昭和30年1月8日、市議会各派世話人会において、はじめて山形市総合企画に関する問題が公けに討議された。

市当局は、町村合併後の諸問題として、これらの要望事項の処理にあたり各地区要望の事業を総合的見地から処理していくため、仮称「市総合企画調査委員会」を設置する旨の考えを明らかにし、昭和30年4月1日、機構改革を行い、市域の拡大、産業構造の変貌に即応して、町村合併企画課を廃して企画課を設け、総合企画、統計調査、広報等の事務を担当させることにした。そして、4月13日市長部局内に市長を委員長とする「山形市総合企画委員会」を発足させた。

総合企画委員会は、「山形市総合調査要綱試案」を市議会全員協議会に提示したが、市議会は、大山形市建設の総合企画は急ぐべきだが、局所的な現況調査でなく、大局的・総合的な角度から、そのみちの専門家を交えて十分科学的な調査をする必要がある、とした。

その要望をうけ市当局は、助役、副議長を含め市議・市職員各3名からなる総合企画調査機関設立準備委員会を設置した。

総合企画調査機関設立準備委員会は、山形市総合企画審議会条例試案の作成を進め、10月27日と11月5日の市議会全員協議会での検討を経て、11月8日の市議会臨時会に、山形市総合企画審議会条例設定の件として提案し、可決された。

市は、早速審議会委員の人選にとりかかり、議長、副議長以下市議9名、学識経験者及び関係行政機関並びに団体役職員を含む計27名を委員に委嘱した。